5. 2. 13
1011

警秘第一五號
昭和五年一月十五日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官殿
大阪神奈川山梨各府縣知事殿

斗南電氣製作所爭議ニ關スル件 第四報解決

要旨

(1) 爭議團ノ一部ハ關西花柳爭議組合ノ應援ヲ得テ秘密裡ニ運動ヲ爲ス
(2) 工場主代理ハ一部職工ト妥協シ十二月二十六日百六十四ヲ首トスル二受領者ニ該金ヲ損額返還セシム
(3) 所在朝鮮中ナリシ工場主神作ハ所謂爭議ヲ出頭シタル上本月十一日爭議團員ト折衝シ百三十五円ヲ支出シ解決ス

[illegible]